



消費税率引き上げに伴うきた住まいるサポートシステム の保管手数料の改定について

平素より、きた住まいるサポートシステムのご利用を賜り、誠にありがとうございます。
さて、この度、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、保管料を下記のと通りの改定させていただくことになりましたのでご案内いたします。

今後とも、お客様が、使いやすく質の高いサービス向上に努めてまいりますので、引き続き、きた住まいるサポートシステムをご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 料金改定日

令和元年10月1日（火）

* 10月1日申請受付分から新料金適用

2. 新保管料

(消費税 10%)

補充区分	保管期間	一件あたりの保管料
新規住宅履歴保管料 (新築住宅・既存住宅の両方)	30年	25,300円 (*併願あり) 27,500円 (通常料金)
更新住宅履歴保管料	10年	11,000円

※併願あり：以下の申請をのいずれかをセンターで審査した物件

建築確認審査、適合証明（フラット 35）、住宅性能評価、長期優良住宅技術的審査、BELS 評価、
低炭素建築物技術的審査、住宅性能証明書発行、札幌版次世代住宅適合審査、
くっちゃん型住宅対象住宅対象証明

3. 支払い方法

口座振込（現行どおり）

4. 注意事項

現行料金27,000円（8%消費税）の適用は、令和元年9月30日（月）
17:30までの申請受付分です。

次の作業の完了と関係書類のセンター到着が必要です。

- きた住まいるサポートシステムの Web 入力が完了していること。
(サポートシステムの Web 上で状態が申請中となっていること)
- きた住まいるサポートシステム住宅履歴情報保管申請書並びに保管手数料の振込み領収書の提出
(申請書類関係は事前に連絡をいただいた場合、FAX でも受付ます。
後日、申請書類の原本を送付してください。)

5. 問い合わせ先

不明な点は、下記までお問い合わせください。

(一財) 北海道建築指導センター企画総務部企画総務課 担当：猪俣、佐久間
TEL 011-241-1893 FAX 011-232-2870

6. その他

申請が令和元年9月30日（月）になることが見込まれる場合は、お手数ですが、必ず事前にご連絡ください。